

藺原湖水面利用ルール

第 1 章 総則

第 1 条 名称

この規約は、藺原ダム水源地域ビジョン推進協議会藺原湖水面利用部会（以下「水面利用部会」という）規約第 3 条に基づき策定された、藺原湖水面利用ルール（以下「ルール」という）と称する。

第 2 条 目的

このルールは、藺原湖において、湖の水面、水面への進入路及び湖岸（以下「水面」という）の利用が、首都圏の重要な水源として良好な水質の確保、湖周辺の豊かな自然環境及び生態系の保全、更には利用者の安全を相互に確保した上で、地域住民の生活との調和並びに、水源地域の振興と活性化の推進を図ることを目的に定めたものである。

第 3 条 適用

- （１）藺原湖において水面を利用する者（以下「水面利用者」という）は、このルールを遵守する義務を負う。
- （２）適用範囲は、藺原ダムの堤体上流から大楊橋までとする。（別図－１ 藺原湖水面利用ルール適用範囲・区分図に示す）

第 2 章 利用の条件

第 4 条 水面利用とダム管理

全ての水面利用は、ダム堤体をはじめとする関連諸施設に支障を与えず、また、国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所藺原ダム管理支所（以下「藺原ダム管理支所」という）が行う、ダム管理行為の妨げにならない範囲で行わなければならない。

第5条 水面利用が可能な水位

藺原湖の水位が平常時最高貯水位（標高564.0m）以下にある時は、利用可能とする。

第6条 水面利用の範囲

水面利用の範囲及び河川法第28条に基づく通航禁止範囲・制限範囲は、別図－1に示すとおりとする。

第7条 水面利用が可能な期間及び時間

（1）利用可能期間

通年とする。

（2）利用可能時間

日の出から日没までの時間とする。

第8条 利用の禁止及び中止

次のいずれかに該当する場合には、水面の利用を禁止する。また、利用中であっても直ちに中止しなければならない。

- （1）気象庁により藺原ダム上流域（沼田市、片品村）に大雨又は洪水に関する注意報、警報が発表された場合。
- （2）（1）によらず、藺原湖周辺において、大雨、強風、雷等の著しい気象変化や湖面の凍結により災害の発生が予想される場合。
- （3）緊急車両が進入口を使用する場合。
- （4）水面において人命救助、災害防止に関わる活動が行われている場合。
- （5）藺原ダム管理支所が、気象状況等から危険と判断し、水面の利用について禁止又は、中止を求めた場合。
- （6）藺原ダム管理支所が、ダム管理上の理由から水面の利用について禁止又は、中止を求めた場合。

第3章 利用一般

第9条 水面への進入方法及び利用

(1) 水面利用を目的とした水面への進入路は、下表のとおりとする。

進入路名称	入口
多目的広場進入路	藪原湖右岸にある多目的広場に隣接 (入口門扉有り)

- (2) 水面利用者の安全確保のため、進入路以外から水面へ進入してはならない。
- (3) 進入路の門扉の開閉は、藪原ダム管理支所、水面利用部会の承認を得た者が行うものとする。なお、門扉が閉鎖されている時は、水面へ進入してはならない。
- (4) 水面利用者は、ダム管理で進入路を使用している時は水面へ進入出来ない。ただし、ダム管理者と水面利用者間の調整により相互に安全を確認した場合は、この限りではない。

第10条 水面利用が可能な利用内容

(1) 藪原湖において水面利用を認めるもの、認めないものの区分は、下表のとおりとする。

認めるもの	認めないもの
・ 動力源として電力を使用する出力が1.5kw未満の船舶、機器 ・ 釣り ・ 手漕ぎボート ・ カヌー ・ カヤック ・ SUP ・ ゴムボート (ラフトボート、Eボート等) 上記に無い水面利用については、水面利用部会が承認したものであること。(自然環境・生態系に配慮した船舶、機器であること。また、地域の活性化、地域住民との調和が図られるものであること。)	・ 動力源として燃料を使用する船舶、機器及び電力を使用する出力が1.5kw以上の船舶、機器 ・ 遊泳 ・ 水質に悪影響を与える行為 ・ たき火等の火気使用 ・ ダム貯水位の低下にともない出現した陸地部への車等の進入(バイク、自転車含む)

(2) 災害防止、人命救助に関わる船舶及び、ダム管理に必要な船舶等については、(1)の定めによらないものとする。

第 1 1 条 許可申請等

- (1) 水面利用者は一定期間に渡り水面を含む河川区域、水面への進入路、ダム管理用敷地を使用する場合、藺原ダム管理支所へ河川法に基づく許可申請又は、一時使用届を行わなければならない。
- (2) 水面利用者は(1)の許可申請又は、一時使用届が必要かどうか不明の場合には、藺原ダム管理支所に確認するものとする。

第 4 章 安全管理、事故防止

第 1 2 条 利用の原則

水面利用者は、下記を遵守し安全管理及び事故防止を図るものとする。

なお、水面利用は自己責任において行うものとする。

- (1) ライフジャケット等の救命具を装着しなければならない。
- (2) ダム湖の特徴として地形の凹凸による水深の急変化、高地での低水温等を念頭に置いて水面利用を行うこと。
- (3) 船舶の使用に当たっては、他の水面利用者の安全に配慮しながら慎重に操船しなければならない。
- (4) インターネット等により上流域の雨量、ダム貯水位等のリアルタイム情報を積極的に収集活用し、危険を未然に回避するように努めなければならない。
- (5) 水面において発生したすべての事故は自己責任とし、事故処理費用は水面利用者の負担とする。

第 1 3 条 緊急時の協力

- (1) 水面利用者は、水面又はその周辺において事件、事故、火災等を発見した場合には、関係機関に通報しなければならない。(別図－2 緊急時連絡系統図による)
- (2) 水面利用者は、緊急時において救助活動や消火活動の妨げとならないようにしなければならない。

第 1 4 条 油の流出等

水面利用者は、水面又はその周辺において油の流出等を発見した場合は、藺原ダム管理支所に通報しなければならない。(別図－2 緊急時連絡系統図による)

第5章 環境破壊行為、迷惑行為等の禁止

第15条 魚類生態系の確保

水面利用者は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき、特定外来種に記載されている魚類（オオクチバス、コクチバス、ブルーギルなど）を葦原湖に無許可で放流や移動をしてはならない。また、外来魚を捕獲した場合には、再放流してはならない。

第16条 ゴミの不法投棄の監視、通報への協力

水面利用者は、ゴミ等を不法投棄する者を見かけた時には、沼田警察署及び、葦原ダム管理支所に通報するものとする。（別図－2 緊急時連絡系統図による）

第17条 群馬県迷惑行為防止条例の遵守等

水面利用者は、群馬県迷惑行為防止条例を遵守するとともに、地域住民、観光客、他の水面利用者等の公衆に対して騒音等の迷惑となる行為をしてはならない。

第18条 ゴミの持ち帰り

水面の利用に付随して発生したゴミの放置は、景観を損ね、不衛生となり、周辺に生息する生物にとっても凶器となることから、必ず持ち帰ること。

第6章 その他

第19条 ルール違反行為

水面利用部会は、このルールで定めていることに違反した者に対して、口頭又は書面により改善を求めることができる。また、繰り返しルールを守らない場合は、利用を禁止する。

第20条 施設の損傷復旧

ダム管理施設等（進入路、湖岸法面を含む）を損傷させた水面利用者は、直ちに葦原ダム管理支所に報告しなければならない。

また、損傷箇所は、原因者の負担により原形復旧を行わなければならない。

第 2 1 条 暴力団等反社会的勢力の排除

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）（以下「暴力団等」という。）及び暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者の水面利用は認めない。

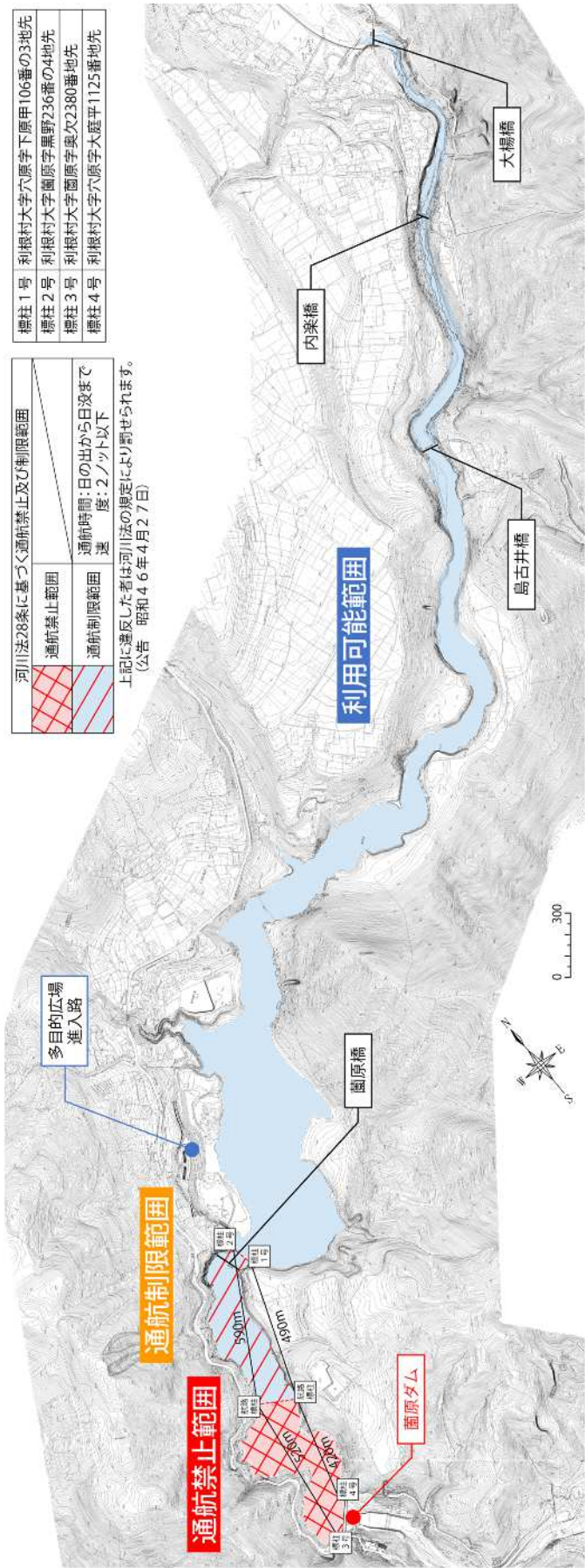
第 2 2 条 ルールの変更

このルールを変更する場合は、水面利用部会を開催して協議するものとする。

附則

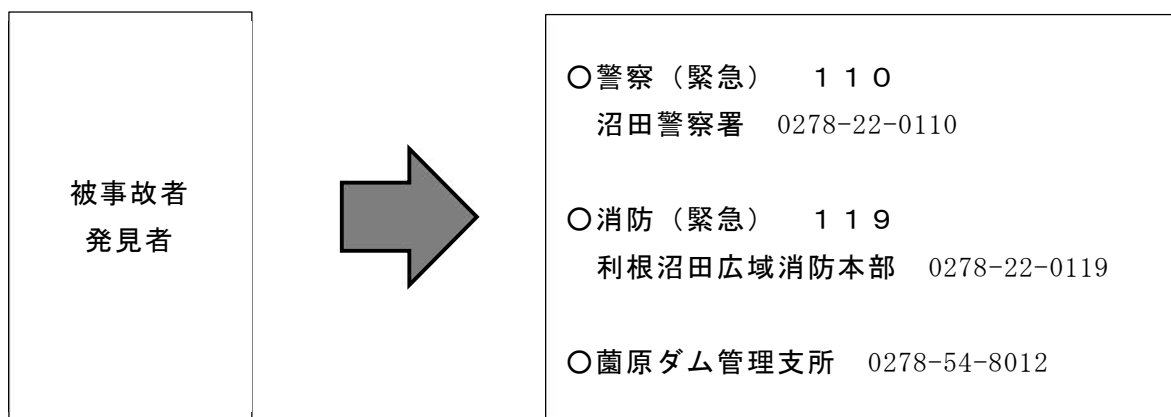
このルールは、令和 6 年 2 月 1 6 日から適用する。

蘭原湖水面利用ルール適用範囲・区分図

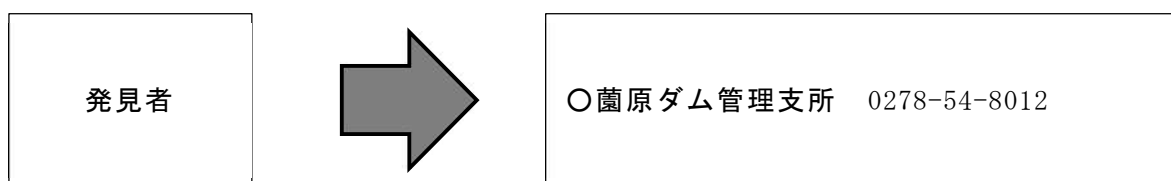


緊急時連絡系統図

◆事件、事故、火災等を発見した場合◆



◆油の流出等を発見した場合◆



◆ゴミ等の不法投棄を見かけたとき◆

